

令和 8 年 7 月

新たな図柄ナンバープレート（地方版）の導入検討自治体向け質疑応答集

国土交通省では令和 8 年 4 月 24 日に新たな図柄ナンバープレート（地方版）の募集を開始しました。図柄ナンバープレート（地方版）は、走る広報大使として地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的としており、未導入の地域におかれましては、この機会にぜひ導入をご検討いただきたいと考えております。

つきましては、ご検討いただくにあたり、募集開始以降にいただいた図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱に係る質疑を中心に QA 形式に取りまとめましたのでご参考いただければ幸いです。内容については今後、不定期で追加・更新を予定しています。これらの他ご不明な点等がございましたら、国土交通省物流・自動車局自動車情報課または管轄の各地方運輸局・沖縄総合事務局まで遠慮なくお問い合わせをいただけますと幸いです。

目次

第1章 新たな地域名表示（ご当地ナンバー）について	3
問1 地域の基準について（台数の算定基準日）	3
問2 地域の基準について（合意形成の時期）	3
問3 地域の基準について（合意形成の時期）	3
問4 地域の基準について（合意形成の手法）	3
問5 地域の基準について（合意形成の判断基準）	4
問6 地域の基準について（対応地域を構成する市区町村変更時の合意形成）	5
問7 申込み手続きについて（都道府県への要望方法）	5
問8 申込み手続きについて（都道府県への要望主体）	6
問9 申込み手続きについて（市区町村の合意方法）	6
問10 申込み手続きについて（意向表明書等の添付書類）	6
問11 申込み手続きについて（意向表明後の手続き）	7
問12 ご当地ナンバーの対象自動車について	7
第2章 地域名表示単位 第3章 都道府県単位の図柄（図柄ナンバープレートについて）	8
問13 図柄ナンバープレートの対象自動車について	8
問14 図柄の選定基準について（民間企業に係る図柄の提案）	8
問15 図柄の選定基準について（デザイナーの活用）	9
問16 申込み手続きについて（地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握）	9
問17 図柄の提案について（寄付金活用方法に係る地域住民の賛否）	10
問18 申込み手続きについて（図柄の選定基準の事前確認）	10
第4章 図柄の交付期間と図柄の変更	11
問19 図柄の更新判断における更新基準の時点について	11
問20 図柄ナンバープレートの交付終了とご当地ナンバーの関係について	11
問21 図柄の更新判断基準とご当地ナンバーの台数要件の関係について	11
問22 図柄更新時に必要な手続きについて	11
問23 図柄更新時の図柄の変更提案について	12
問24 図柄更新時に図柄の変更提案をする場合のスケジュールについて	12
第5章 普及促進活動について	13
問25 普及促進計画の提出主体について	13
問26 普及促進計画の作成について	13
問27 普及促進計画の提出日について	13
第6章 寄付金の管理・配分	14
問28 寄付金の管理団体について	14
問29 寄付金を活用できる事業について	14
問30 寄付金を活用する対象事業者の要件について	15
問31 協議会の役割について	15

【第1章 新たな地域名表示（ご当地ナンバー）について】

■ 地域の基準について（台数の算定基準日）

問1 I 1 導入の基準（1）地域の基準①地域名表示の単位の要件について、自動車台数の算定基準日はいつか。

答 直近年度末の令和8年3月末時点を原則とします。台数を確認されたい場合は、管轄の各地方運輸局・沖縄総合事務局へお気軽にお問い合わせ下さい。

■ 地域の基準について（合意形成の時期）

問2 I 1 導入の基準（1）地域の基準④その他（ア）について、いつまでに地域住民の合意形成が図られている必要があるか。

答 I 2 申込み手続き（2）新たな地域名表示追加の申込み①において、「ご当地ナンバー意向表明書を提出した都道府県は、対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、ご当地ナンバー申込書を国土交通大臣に提出するものとする。」と規定しているため、都道府県から国に対してご当地ナンバー申込書を提出するまでに合意形成が図られている必要があります。なお、意向表明時に合意形成が図られている必要はありません。

■ 地域の基準について（合意形成の時期）

問3 意向表明後、ご当地ナンバー申込書を提出するまでに合意形成が図れなかった場合に導入を見送ることは可能か。

答 ご当地ナンバー申込書を提出するまでに合意形成が図れない場合もあると承知しています。その場合は導入を見送っていただければと思います。

■ 地域の基準について（合意形成の手法）

問4 I 1 導入の基準（1）地域の基準④その他（ア）について、地域住民の合意形成はどのような手法で確認するのか。

答 導入要綱において、地域的その他の属性に大きな偏りがない等の適切な方法により、アンケート、ヒアリング等を実施して確認することを規定しています。過去の事例ではアンケート、ヒアリングの他、広報誌や自治体主催の各種行事などで地域住民に広くPRいただくことで合意形成に取り組まれています。

■ 地域の基準について（合意形成の判断基準）

問5 I 1 導入の基準（1）地域の基準④その他（ウ）について、合意形成の手法であるアンケートの標本数やアンケート結果により合意が形成されたと判断する基準はあるのか。

答 国においてアンケートの標本数や合意が形成されたと判断するアンケート結果の定量的な基準は定めていません。ご当地ナンバーを導入した自治体において公表されている事例をお示しますので判断するにあたってご参考ください。

<単独自治体の例>

- ・東京都江戸川区

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e001/kuseijoho/gaiyo/number/enquete-kekka.html>

- ・東京都葛飾区

https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/018/068/hp.pdf

- ・東京都世田谷区

<https://www.city.setagaya.lg.jp/shigotosangyou/sangyou/category/11922.html>

<複数自治体の例>

- ・福島県白河市

<https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003465.html>

- ・栃木県日光市

<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/1/1001/16/2525.html>

■ 地域の基準について（対応地域を構成する市区町村変更時の合意形成）

問 6 II 地域名表示の変更等 1 変更等の基準（2）地域の基準①について、変更後の地域名表示の対応地域において地域住民の合意形成が図られている必要があるが、新たな市区町村を編入する場合、既存の対応地域において合意形成が図られていることを確認するアンケート等は必要か。

答 新たな市区町村を編入する場合、既存の対応地域におけるアンケート等は不要です。編入する市区町村におけるアンケート実施等により、地域住民の合意形成が図られていることを確認下さい。

■ 申込み手続きについて（都道府県への要望方法）

問 7 I 2 申込み手続き（1）新たな地域名表示追加の意向の表明①について、新たな地域名表示（ご当地ナンバー）の追加意向のある市区町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行うものとするがあるが、どのようにして都道府県に要望すればよいか。

答 過去の事例では、都道府県から国へ提出するご当地ナンバー意向表明書と内容・構成が同じ要望書をご当地ナンバーの追加意向がある市区町村から都道府県に提出して要望されていますのでご参考ください。また、必要に応じて自動車台数や合意形成の状況がわかる資料を要望書に添付されている事例が確認されています。

■ 申込み手続きについて（都道府県への要望主体）

問 8 | 2 申込み手続き（1）新たな地域名表示追加の意向の表明①について、市区町村ではない組織（一部事務組合や DMO など）が主体となって都道府県にご当地ナンバー導入の要望を行うことは可能か。

答 基本的にはご当地ナンバーの追加意向がある市区町村から都道府県へ要望を行っていただき、都道府県から国へ意向表明を行うことを想定しています。市区町村から要望を受けた都道府県が国に対してご当地ナンバー意向表明書を提出することとしていますので、市区町村ではない組織（一部事務組合や DMO など）が主体となって都道府県に対して要望を行う個別の事情がある場合は、都道府県へご相談いただければと思います。

■ 申込み手続きについて（市区町村の合意方法）

問 9 | 2 申込み手続きについて、どの段階で対象地域を構成する市区町村の合意を得る必要があるのか。また、合意の確認にあたり、会議体の設置や議会の手続きが必要か。

答 （1）新たな地域名表示追加の意向の表明は、市町村から要望を受けた都道府県が導入要綱に定められた基準や手続きに適合しているか確認し、妥当と判断される場合にご当地ナンバー意向表明書を国に提出して行うこととしていますので、意向表明の段階で合意を得る必要はありません。（2）新たな地域名表示追加の申込みの段階において、ご当地ナンバー意向表明書を提出した都道府県が対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上でご当地ナンバー申込書を国に提出して行うこととしています。なお、合意の確認にあたり対応地域を構成する市区町村における会議体の設置や議会の手続きまでは必要としておりませんので、各自治体においてご判断をお願いできればと思います。

■ 申込み手続きについて（意向表明書等の添付書類）

問 10 | 2 申込み手続きについて、ご当地ナンバー意向表明書やご当地ナンバー申込書に添付する必要のある書類等はあるか。

答 ご当地ナンバー意向表明書は別紙様式 1 を参考に、ご当地ナンバー申込書は別紙様式 2 を参考に作成いただくこととしていますので、添付資料を必要とするかは都道府県にお任せします。なお、過去の事例では自動車台数や合意形成の状況がわかる資料を添付されている事例が確認されています。

■ 申込み手続きについて（意向表明後の手続き）

問 11 I 2 申込み手続き（1）新たな地域名表示追加の意向の表明について、都道府県から国へご当地ナンバー意向表明書を提出した後、意向表明を承認した旨の文書が国から発出されるのか。

答 意向表明後、国土交通省から意向表明を承認した旨の文書を発出する予定はありません。意向表明後に都道府県から国へご当地ナンバー申込書が提出された後、国土交通省は、有識者審査会を開催し、新たな地域名表示の追加、変更及び廃止の可否を検討するものとしており、最終的に国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、追加する新たな地域名表示を決定します。なお、有識者審査会では、ご当地ナンバー導入地域候補を構成する市区町村から説明を求める場合があります。

■ ご当地ナンバーの対象自動車について

問 12 I 3 対象自動車について、ご当地ナンバーは対応区域内にあるものとして登録等されたすべての自動車に付与するものとするがあるが、ご当地ナンバーの対象となる自動車とは何か。

答 ご当地ナンバーの対象となる自動車は、市区町村でナンバープレートを交付している排気量125cc以下の原付バイク及び農耕用トラクタなどの小型特殊自動車以外の自動車です。原付バイク以外のバイク（二輪の軽自動車や二輪の小型自動車）も対象自動車になります。

【第2章 地域名表示単位 第3章 都道府県単位の図柄（図柄ナンバープレートについて）】

■図柄ナンバープレートの対象自動車について

問 13 1 図柄の基準（4）対象とする車種及びナンバープレートに用途及びナンバープレートの記載があるが図柄ナンバープレートの交付対象となる自動車は何か。

答 図柄ナンバープレートの交付対象は希望番号制度の対象となるもののうち、登録自動車（自家用及び事業用）、軽自動車（自家用）となります。二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の番号標は小型番号標のため交付対象外となります。また、軽自動車のうち事業用やレンタカーなどは希望番号制度対象外であるため交付対象外となります。

■図柄の選定基準について（民間企業に係る図柄の提案）

問 14 1 図柄の基準（5）図柄の選定基準①（イ）について、民間企業のキャラクター等を使用した図柄の提案は認められるか。

答 図柄ナンバープレート（地方版）における図柄の選定基準を検討した平成 28 年当時の検討会において、地方版については地方の特色ある図柄の提案を認める観点から図柄の制約は必要最小限とし、民間企業に係る図柄の提案を認めるか否かは地域の判断に委ねることとしております※。

なお、選定基準②（イ）特定の企業の営利活動を目的とするものであること（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）に該当しないこと、選定基準①（ア）図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること（イ）その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであることを満たすものであることを規定していますので、図柄の提案に当たって地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握した上で図柄の提案を行っていただく必要があります。

〈参考〉

※図柄入りナンバープレート制度検討会 最終とりまとめ 平成 28 年 5 月 6 ページ目

<https://www.mlit.go.jp/common/001133183.pdf>

■図柄の選定基準について（デザイナーの活用）

問 15 I 1 図柄の基準（5）図柄の選定基準①（カ）について、デザイナーを活用する時期やデザイナーの経歴や資格などの要件はあるか。

答 本規定は、図柄ナンバープレートがユーザーの選択制であることから、デザイナーを活用することで地域住民や自動車ユーザーに親しまれる図柄デザインとすることを目的として今回新たに規定したものです。図柄の制作や選考の過程においてデザイナーを活用することを規定していますが、デザイナーの経歴や資格などの要件については規定していませんので、どのようなデザイナーをどの過程で活用するかについては各自治体にてご判断ください。今後、自分が応援したい地域の図柄ナンバープレート（地方版）をユーザーが自由に選択できる「ふるさと版」が導入された場合、走る広報大使として図柄により地域を PR する観点からは、デザイナーを活用することにより、図柄のみでオリジナルの地域を容易に認識できるようなデザインとすることが有効と考えられます。なお、どのようなデザイナーをどの過程で活用したかについては図柄の提案書（様式 5－2）に記載いただくこととなります。

■申込み手続きについて（地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握）

問 16 I 3 図柄の申込み手続き（4）図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握について、アンケートにより意向確認を行うにあたり、アンケートの標本数やアンケート結果の判断する基準はあるのか。

答 国においてアンケートの標本数やアンケート結果の定量的な基準は定めていません。図柄ナンバープレートを導入した自治体の事例をお示ししますのでご参考ください。

- ・東京都江戸川区

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e001/kuseijoho/gaiyo/number/design-enquete.html>

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e001/kuseijoho/gaiyo/number/design-kekka.html>

- ・東京都葛飾区

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000082/1016778/1019377.html>

- ・栃木県日光市

<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/1/1001/16/2820.html>

■ 図柄の提案について（寄付金活用方法に係る地域住民の賛否）

問 17 I 3 図柄の申込み手続き（４）図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握について、寄付金の活用方法を決定するにあたり地域住民にアンケートを取る必要があるのか。

答 図柄の提案書（様式 5 - 2）にⅢ、その他、地域住民の具体的ニーズ等の状況等の欄に寄付金の活用方法に関する地域住民の賛否等を記載していただく必要がありますので、住民アンケートなどにより寄付金の活用方法に関する地域住民の賛否を確認いただく必要があります。

■ 申込み手続きについて（図柄の選定基準の事前確認）

問 18 I 3 図柄の申込み手続き（４）図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握について、アンケートにより意向確認を行うにあたり、図柄の選定基準に適合していることなど事前に国の助言を受けることは可能か。相談窓口はどこになるか。

答 図柄デザインについては、基本的には提案地域の考えを尊重したいと考えています。なお、提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案地域とで調整の上、修正することがあります。

図柄ナンバープレートの相談窓口は国土交通省物流・自動車局自動車情報課及び管轄の各地方運輸局・沖縄総合事務局になります。

図柄ナンバープレート（地方版）を導入した自治体において公表されているアンケート事例をお示ししますのでご参考ください。

【第4章 図柄の交付期間と図柄の変更】

■図柄の更新判断における更新基準の時点について

問 19 I 2 図柄の交付期間の更新等②について、いつ時点の実績で更新判断を行うのか。

答 普及率については更新判断時の直近四半期末時点の登録車及び軽自動車の数の合計を用いることとしており、申込件数については、更新判断時の直近四半期末時点から過去1年間で申込みがなされた件数により判断することを規定しています。更新判断時期につきましては、図柄の変更手続きに係る期間等を勘案して国土交通省が定め、今後、通知を予定しています。

■図柄ナンバープレートの交付終了とご当地ナンバーの関係について

問 20 I 2 図柄の交付期間の更新等③について、図柄の更新判断における更新基準を満たさない図柄は交付を終了するとあるが、ご当地ナンバーは継続して交付されるのか。

答 図柄ナンバープレートの交付を終了した場合であっても現時点ではご当地ナンバーは継続して交付する取扱いとしています。なお、本取扱いについて将来的に変更しないことを約束するものではありません。

■図柄の更新判断基準とご当地ナンバーの台数要件の関係について

問 21 I 2 図柄の交付期間の更新等②について、更新時の普及率及び申込件数の基準が設定されているが、ご当地ナンバー導入時の台数要件を満たしている必要はないか。

答 現時点では更新時にご当地ナンバー導入時の台数要件を満たしている必要まではない取扱いとしています。なお、本取扱いについて将来的に変更しないことを約束するものではありません。

■図柄更新時に必要な手続きについて

問 22 I 2 図柄の交付期間の更新等②について、更新判断時に更新基準を満たす場合に、交付期間を自動的に5年間延長するとあるが、必要となる手続きはあるか。

答 更新判断時に更新基準を満たす場合に、交付期間を自動的に5年間延長することとしていますので、現在のフルカラーの図柄デザインを継続して交付を希望される場合の手続きは不要です。

なお、更新後は既存のモノトーンは交付期間の満了日をもって交付終了となりますので、現在のフルカラー・モノトーンの申込み状況などを踏まえて、フルカラーの図柄の変更（色の濃淡の変更を含む）について更新判断時期にご判断をいただければと思います。

■図柄更新時の図柄の変更提案について

問 23 II 図柄の変更 1 図柄の変更提案①について、更新判断時において、自治体内で図柄の変更希望があった場合、変更は可能か。

答 更新判断時において図柄の変更提案は可能ですが、図柄の変更を行う場合も、導入要綱第 2 章又は 3 章の 1(5)の図柄の選定基準を満たしていただく必要があります。特に（ア）図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること（カ）地域住民及び自動車ユーザーに親しまれるデザインとなるよう、図柄の制作や選考の過程においてデザイナーを活用することを規定していますので、図柄を変更する場合、自治体内の希望のみで判断するのではなく、地域住民及び自動車ユーザーの意向を踏まえること、デザイナーを活用いただくこと等にご留意をいただければと思います。

■図柄更新時に図柄の変更提案をする場合のスケジュールについて

問 24 II 図柄の変更について、図柄の更新判断時に図柄の変更を行う場合のスケジュールはどうなっているのか。

答 導入要綱第 7 章スケジュール I 申込み手続き等のスケジュール 3 第 4 章 12 による図柄の交付期間の更新判断時において、図柄の変更提案を行う場合のスケジュールに該当し、図柄の提案を令和 9 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日までの間に行うこと、新ナンバープレートの交付は、令和 11 年 5 月頃を目途とする予定です。

【第5章 普及促進活動について】

■普及促進計画の提出主体について

問 25 II 普及促進計画の提出主体如何。

答 図柄の導入地域候補に選定された地域が普及促進計画の提出主体となります。地域名表示単位の図柄の導入地域候補の選定については、導入要綱第2章13(3)のとおり、「国土交通大臣は、地方公共団体からの導入申込みを受付した時は、導入申込みのあった地域名表示の対応地域を図柄ナンバープレート（地方版）の導入地域候補とする。」としていますので、該当地域の市区町村の名（複数市区町村の場合は連名）で提出いただくことを想定しています。（地域名表示単位の図柄について都道府県や協議会等は導入地域候補ではないため、提出主体ではありません。）

都道府県単位の図柄については、導入要綱第3章13(3)のとおり、「当該都道府県を図柄ナンバープレート（地方版）導入地域候補とする。」としていますので、都道府県の名で提出いただくことを想定しています。

■普及促進計画の作成について

問 26 II 普及促進計画①について、図柄の導入地域候補に選定された地域は、交付開始日までに普及促進計画を国土交通省に提出することとあるが、普及促進計画を作成する際に第6章に規定する協議会の承認等は必要か。

答 図柄の導入地域候補に選定された地域が普及促進計画を提出するにあたり、普及促進計画の内容について第6章に規定する協議会の承認等を受ける必要はありませんが、普及促進計画の様式6-2のIV寄付金の活用方針を記載いただくにあたり、必要に応じて協議会と調整をいただきますようお願いいたします。

■普及促進計画の提出日について

問 27 II 普及促進計画②について、図柄の交付期間の更新を行う導入地域は交付期間の更新日までに普及促進計画を国土交通省に提出することとあるが、更新日とはいつか。

答 次回の具体的な更新日については本導入要綱に規定していないため、今後決定し、通知することを予定しています。

【第6章 寄付金の管理・配分】

■寄付金の管理団体について

問 28 | 寄付金の管理・配分方法①に寄付金は、交付代行者が指定する公益財団法人が管理・配分するものとするところがあるが、図柄ナンバープレートの導入後に例えば、交付代行者が指定する公益財団法人に年会費を払うなど導入した地域にコストが発生するか。

答 地域から寄付金を管理する公益財団法人に年会費を払う必要はありません。図柄ナンバープレートについてはユーザーの選択制としていますので、地域における普及率を上げていただくことが重要となっておりますので、図柄ナンバープレートの導入後、各地域において普及促進活動を継続して行うことを導入要綱第5章 普及促進活動 | 普及促進活動の実施に規定しています。コストの要不要に関わらず継続した普及促進活動を実施していただきますようお願いいたします。各地域における普及促進活動については以下の国土交通省のウェブサイト公表していますのでご参考ください。

〈参考〉 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000061.html

■寄付金を活用できる事業について

問 29 | 寄付金の管理・配分方法②について、寄附金を活用可能な事業はどのようなものか。

答 (公財) 日本デザインナンバー財団の「図柄ナンバープレート(地方版)の寄付金活用事業助成実施要領」において、

1. 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
 2. 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
 3. 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
 4. 次世代自動車の普及に資する事業
 5. 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
 6. バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設置等公共交通機関等の維持確保に資する事業
 7. 街づくりに資する事業
 8. 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
 9. その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業
- と幅広く規定されています。

なお、個別の事業については、(公財) 日本デザインナンバー財団の設置する第三者機関である助成対象選考委員会による審議を経たうえで本寄付金を活用した助成対象事業とするかどうかの可否を決定することとしています。

〈参考〉

(公財) 日本デザインナンバー財団HP

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-local8/>

■寄付金を活用する対象事業者の要件について

問 30 I 寄付金の管理・配分方法③について、本寄付金を活用した助成対象事業を実施する場合の対象事業者の選定要件は何か。

答 寄付金の使途の選定に当たっては、導入地域に設置された協議会により対象事業者として選定される必要がありますが、対象事業者の選定にあたっては、特段の制限はありません。公益法人、株式会社などの民間事業者、協議会や自治体自らにおいても事業を行うことが可能です。なお、(公財)日本デザインナンバー財団の「図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金活用事業助成実施要領」においても、特段の制限はありません。

これまでの助成事業の実績については、(公財)日本デザインナンバー財団のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-list/>

■協議会の役割について

問 31 I 寄付金の管理・配分方法⑤⑥について、協議会の役割は何か。

答 協議会とは、導入要第6章において、対象地域の地方公共団体が中心となり、地方運輸局等、交通事業者、観光事業者等が参画するものと規定しています。役割については、寄付金の具体的事業の内容の検討と対象事業者の選定、交付開始に向けて寄付金の活用方針等（具体的事業の方向性や目標とする寄付金の額等）を決定の上、その内容をあらかじめ地域住民等に周知するものと規定しています。

なお、普及促進活動については、協議会ではなく、導入地域が実施することを導入要綱第5章Iにて規定しています。